

少年

第408号(1) 令和2年3月(弥生)発行



山梨県警察本部
生活安全部 少年・女性安全対策課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 加藤克人

じゃあね

人生には、出会いがある。

同時に、別れもつきものだ。

人は、いろいろな場面で別れの言葉「さよなら」、「じゃあまたね」を口にする。

学校帰り、友達と手を振りながら交す毎日の別れ。今まで住み慣れた場所を離れる引っ越しの別れ。進級、卒業の別れ。

中国唐時代の千武陵の詩『勧酒』を井伏鱒二が訳したものに

「花に嵐のたとえもあるぞ　さよならだけが人生だ」

というものがある。

咲いている花は強い雨や風の力によって散ってしまう。これと同じように、私たちの人生には別れ・終わりがつきものだという意味。楽しいことやつらいことなど様々なことがあるが、どんなことにも別れ・終わりがあるということを示しているのだろう。

「さよなら」は、「さようならば」という言葉の「ば」が省略され、あいさつの言葉になったものだ。「さようならば」の意味は、「そういうことならば」で、昔から別れの場面で多く使われていた。その結果として、「さよなら」に別れのイメージが定着した。

別れは、いったん立ち止まって、これまでのことを確認し、次のことを始める節目と昔から考えられていた。「今まではこうだったから、さようならば（そういうことならば）、これからは～しよう」、ひいては、「もしかしたらもう二度と会えないかもしれない」という思いから今このときを大切にしようという気持ちにもつながるものなのだ。

4人の少年のひと夏の冒険を描いた1986年に上映されたアメリカ映画『Stand By Me』に印象的な場面がある。

冒険を通して、友情を深めた4人。別れの際に、一人が「さよなら」と言う。それに対し、「『さよなら』ではなく、『またね』って言えよ」と別の一人が言う。

「じゃあね」（「じゃあまたね」）は、「それでは」の「では」が「じゃあ」に変化し、「じゃあね」（「じゃあまたね」）になった。「それでは、またの機会にお会いしましょう」という意味になる。別れた人との、いつの日かの再会を願う気持ちが込められている。ドイツ語の「アウフ・ヴィーダーゼーン」や中国語の「再見」も同じ意味で使われる。

3月、子供が卒業、進級した教室は、ひんやりとした空気が占領している。

でも、その教室の中で、

ゆっくりと鼻をきかせれば、子供が残していった思い出の数々の香りをかぐことができる。

でも、その教室の中で、

じっと耳を澄ましてみると、子供の笑いざめく声と「じゃあね、先生」という声がしつかりと聞こえてくる。

新しい春がやってくる。

平成30年度 内閣府「青少年インターネット 利用環境実態調査

スマートフォンは、いまや子供の生活に大きな影響を与えていています。利便性や汎用性は、一歩間違えればサイバー犯罪の被害者のみならず、加害者にもなり得ることを忘れてはなりません。不適切な利用による犯罪被害への遭遇、いじめやプライバシー上のトラブルなど、様々な問題は後を絶ちません。子供がサイバー犯罪を回避するためには、利便性のみならず、その危険性を理解した上で、ルールやマナーを守る力を身につけることが不可欠です。

利用状況

青少年のインターネット利用状況

- ◆インターネット利用率…93.2%
小学生(85.6%) 中学生(95.1%)
高校生(99.0%)
- ◆スマホ利用率…62.8%
小学生(34.8%) 中学生(62.6%)
高校生(93.4%)

1日のインターネット利用時間(スマホで)

平均使用時間
全体…169分
小学生(118分) 中学生(164分)
高校生(217分)

2時間以上使用者
全体…61.5%
小学生(39.4%) 中学生(61.0%)
高校生(82.6%)

インターネットの利用時間は、H30年度はH29年度に比べて9分増加しています。学校種別が上がるとともに長時間になる傾向があります。

家庭のルール作り

家庭のルール

- ◆「ルールを決めている」青少年…58.8%
小学生(77.0%) 中学生(62.3%)
高校生(37.2%)
- ◆「ルールを決めている」保護者…74.2%
小学生(85.5%) 中学生(79.5%)
高校生(58.8%)

ルールを決めているとの回答は、青少年の実態と保護者とのギャップが15.4ポイントの差がありました。

学校種別では、高校生と保護者の間で21.6ポイント差とギャップが大きい結果が出ています。

各家庭における「スマホ利用のルール作り」は不可欠です。ルール作りのポイントを参考に、各家庭に応じたルールを作りましょう。

ルール作りのポイント

- 買う前にルールを決める
- 話し合って決まったルールを書面に残す
- 子供に占有させない
- ルールが守れなかった時はペナルティを与える

♪山梨県に住む外国人のみなさんへ♪

家族、学校、仕事のことなど、山梨県で生活していて困ったときは、いつでも相談してください！
あなたの言葉で、相談できます(English, 中文, Português, Espanol, 한국, etc.)

*秘密は守ります。

まずは、055-222-3390まで、お電話ください♪

やまなし外国人相談センター

住所：〒400-0035甲府市飯田2-2-3山梨県立国際交流センター2F

E-mail:y-sodan@yia.or.jp

(受付時間)火曜日から土曜日9:00~16:00(祝日、12/29~1/3を除く)

(mail)



HELLO KITTY©1976, 2020 SANRIO CO., LTD.

APPROVAL NO. G604237

